

特殊貿易措置に関する検討会  
議事録

平成28年7月11日(月) 13:00~14:00

第4共用会議室(本館17F東5)

○古城小委員長     チャイムも鳴りまして、定刻となりましたので、ただいまより特殊貿易措置に関する検討会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

まず、議事に入ります前に、新任の委員がいらっしゃいますので、事務局からご紹介をお願いいたします。

○太田特殊関税等調査室長     それでは、新しい委員の方をご紹介させていただきます。  
一般社団法人日本化学工業協会国際業務部部長の松本直委員です。

松本委員、一言お願いいたします。

○松本委員     初めまして、日本化学工業協会からまいりました松本と申します。今、国際業務部というところで通商関連の業務に従事しています。住友化学からまいりまして、私のキャリアで一番長いのは法務部でありまして、あとポリプロピレン事業部であるとかアルミニウム事業部で業績管理とかを従事していました。よろしくお願いします。

○古城小委員長     それでは、事務局を代表いたしまして、寺澤貿易経済協力局長から一言ご挨拶をお願い申し上げます。

○寺澤貿易経済協力局長     経済産業省の寺澤でございます。本日は本当にお忙しい中、また大変暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。何せ我が省は省エネという観点で、余りエアコンが効いていませんものですから、皆様どうぞジャケット等はおとりになって、お楽にお願いしたいと思います。

本日、アンチ・ダンピング措置についてご議論していただくわけですが、ご案内のようにWTO上認められた不正な貿易を阻止する手段でございますので、ルールに沿った形で適切に活用するということは大切なことだと考えております。とりわけ最近、グローバルな設備過剰問題というのが話題になっていて、先日の伊勢志摩サミットでも大きなテーマとして議論されている。そうした設備過剰問題に対応する一つの手法として、こうしたアンチ・ダンピング措置もあるということで位置づけられているかと考えておりま

す。

ご案内のように、我が国においてはアンチ・ダンピングを受ける立場が多くて、それを活用するというのは歴史的には比較的少なかったということでございますけれども、先ほど申し上げましたWTOのルールに沿った形でご活用していただく分には、自由かつ公正な貿易を推進する一つ的手段だろうと考えています。

そうした観点から、団体による申請の資格についてご議論させていただきました。これについて後ほど御紹介させていただきますけれども、団体申請適格についても見直すということで、国際的にみても非常に近い形になったのだらうと思っています。いろいろな団体が今日お集まりですけれども、いろいろな知見がある団体の方が、必要な場合に適切な形でアンチ・ダンピング措置をご活用していただけるベースができたのではないかと考えています。

あわせて、アンチ・ダンピングについては、手続が大変なのではないかということでいろいろ指摘を受けてきたものですから、最近そういう手続とか書類の負担について合理化を図ってきたところでございます。そういう意味でも自由かつ公正な貿易を推進する手段の一つとして、アンチ・ダンピングが産業界においても一つの選択肢になるよう今後とも取り組んでいきたいと思う次第でございます。

以上バックグラウンドですけれども、本日、小委員会では、韓国産及び中国産の水酸化カリウムに係る不当廉売関税の課税に関する調査の結果について、ご討議をしていただきます。あわせて、先ほど申しましたようにアンチ・ダンピング調査に係る制度改正と運用改善について、ご報告させていただきます。ますますもって重要なテーマになってくる課題だと思います。本日は委員の皆様には忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いです。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○古城小委員長     ありがとうございました。

それでは、早速、議題に入らせていただきます。本日は、ただいま寺澤局長のほうから申し上げましたように、韓国産及び中国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税の課税に関する調査の結果について、及びアンチ・ダンピング調査に係る制度改正・運用改善について、を取り上げることであります。

本会議は、機密性の観点から会議開催前のホームページ掲載が困難なため、アイパッドではなく紙資料にて配付させていただきます。なお、配付資料は本会議終了後の本日 18 時以降に、当省ホームページに掲載する予定となっておりますので、取り扱いにご留意く

ださい。また、本日の議事録は後日公開することとしておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

それではまず、韓国産及び中国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税の課税に関する調査の結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○茂木素材産業課長 経済産業省の素材産業課長の茂木と申します。よろしくお願い申し上げます。

資料 2-1 に基づきまして、まず最初に、水酸化カリウム産業の現状について説明をさせていただきます。水酸化カリウム産業でございますが、まず、水酸化カリウムとはということです。これは無色無臭の液体、または無臭で、この写真にあるような白色の固形品になります。別名「苛性カリ」ともいわれます。製造方法は、原料の塩化カリウム、これは鉱物ですけれども、これを水に溶かしまして、電気分解することで得られる物質でございます。水に溶かすと非常に強いアルカリ性を出すということで、そういう特性を使った無機化学の材料として活用されています。

具体的な用途として、下にありますが、例えばアルカリ性の性能を使って、石鹼や洗剤の原料として使われます。それ以外には、例えばカリの成分、カリウム成分を使った化学肥料の原料としても使われたりします。また、アルカリ乾電池の電解液で使われたり、写真の現像液で使われるということで、ふだんの生活にも比較的密着した製品にこの水酸化カリウムは使われております。

国内の製造事業者でございますが、現在、以下の 4 社ございます。旭硝子、ダイソー株式会社、東亜合成、日本曹達、この 4 社が現在国内で水酸化カリウムを生産しております。

輸入量の推移でございます。2010 年におよそ 1 万 7000 トン程度でございましたが、中国及び韓国製を中心に近年、輸入量が増大しています。2015 年では 3 万トンを超える量が輸入されてきているところです。

輸入量の国別割合は、上のグラフを見ていただければわかるとおりですが、韓国、中国製が多いのですが、中でも韓国製が 97.4%ということで、ほとんど韓国からの輸入になっているということでございます。

まとめとして、水酸化カリウムは、炭酸カリウム等のカリ塩類の原料、あるいは洗剤等の原料、化学肥料の原料等、幅広い用途に利用されている物質でございます。

アンチ・ダンピングは、ルールに違反する貿易に対抗するため、WTO 上認められた措置であります。ルール違反を速やかに是正して、公正な市場環境を確保することが極めて

重要であると考えています。

○太田特殊関税等調査室長　　続きまして、資料 2-2 に基づきまして、調査の結果をご説明させていただきます。

まず、I の調査の経緯をごらんください。平成 27 年 4 月 3 日にカリ電解工業会、こちらは先ほど茂木課長よりお話がありました、日本の生産者 4 社が全て加盟する業界団体ですが、このカリ電解工業会から課税の申請が行われました。

こちらを受けまして、財務省さんと私どもとで調査当局をつくりまして、5 月 26 日に調査を開始しております。同時に利害関係者に対する質問状を送付しまして、証拠の提出を求めています。

調査開始から 4 カ月間、私どもが調査当局として証拠の提出を求めるのと並行して、自発的な証拠の提出期限というのが設けられております。この期限が 9 月 28 日でございまして、これまでの期間に利害関係者の方から、さらなる証拠の提出なども行われております。

また、調査開始から 6 カ月後、11 月 26 日に意見表明の期限というのがございまして、多くの利害関係者の方から、それまでに出してきた証拠などに基づいて、それぞれのご意見の表明が行われております。

こういった証拠の提出、意見の表明と並行しまして、調査当局では分析を続けて、11 月から今年の 1 月にかけて現地調査を実施しております。これは本邦の生産者及び海外の供給者、それから今回中国が対象だったこともありまして、代替国の生産者で協力してくださった方のところにも、現地に実際に伺って情報等の確認をさせていただいたという手順でございます。

こうした調査結果を取りまとめまして、今年の 3 月 25 日に仮の決定を行っております。私どもの調査結果は、中間報告書として公開するとともに、それに対する反論・反証の期間を 3 週間設けております。また一方で、仮の決定においてダンピングの事実、損害の事実、そして両者の因果関係が推定されたということで、暫定措置の発動ということを行っております。4 月 9 日から暫定課税が開始されておまして、期間 4 カ月、8 月 8 日までということになっております。

中間報告書に対する反論・反証を受けまして、当局のほうでもう一度証拠を確認し、反論に対するさまざまな私どもの見解をとりまとめまして、5 月 17 日に重要事実の開示、これは最終決定の原案に当たるものでございますが、こちらを利害関係者に開示し、さらなる反論・反証に付しております。反論・反証の期限は 3 週間となっております。

その重要事実を開示した後に、調査期間がほぼ1年になってしまいましたものですから、5月24日付で調査期間の延長を行っています。

この後、5月30日に反論・反証期限、それから、さらに6月7日に再反論・反証の期限を設けて、そこでいただきました反論・反証をとりまとめて、今般、資料2-3となっております最終報告書の作成をしております。この中で重要事実に対していただきました、さまざまな反論・反証に対しての当局の見解というものを全てとりまとめてございます。

この内容について、今回ご審議をいただきたいということでございます。

それから、Ⅱの調査の概要のほうに移らせていただきます。まず調査の対象となった期間でございますが、不当廉売輸入の事実につきましては、平成26年1月1日から12月31日まで1年間の取引を対象としております。一方、損害の事実につきましては、平成22年から平成26年ということで、5年間を対象といたしました。

続きまして、ダンピングの事実のほうでございます。1枚めくっていただきまして、まず韓国についてでございます。韓国産の水酸化カリウムに関しては、ダンピングの事実を認めたということでございまして、算出されましたダンピングマージン、これは正常価格、国内取引の価格と輸出価格の差を輸出価格で除したものでございますが、そちらは59.95%と算出しております。大体、韓国国内で販売されるよりも、日本に対して4割ぐらい安く輸出されていたという認定と認めていただければと思います。

なお、韓国の生産者の正常価格に関しては、当該生産者から提出された証拠について私どもさまざまな形で確認を行いましたが、その正確さを確認することができなかったという結論に至っております。したがって、協定及び国内法に従って、調査当局のほうでは「知ることができた事実」によつての認定をしております。

一方で輸出価格につきましては、生産者から提出いただきました証拠に基づいて私ども確認することができましたので、当該提出された輸出取引価格に基づき算出を行っております。

次に中国の生産者についてですが、中国についても、中国産水酸化カリウムについてのダンピングの事実を認めております。算出されたダンピングマージンは91.66%、おおむね半額ぐらいで日本に輸出されているという結果になっております。

中国については、市場経済の条件が浸透していることが明確に示せれば中国の国内価格に基づき、明確に示すことができれば、中国が仮に市場経済であれば一体幾らで国内に販売していただろうかという代替国における価格に基づき、マージンを認定することと

されております。

今回、中国の生産者の方からは調査に対する協力が得られなくて、市場経済条件が浸透している事実は示されませんでした。したがって、私どもとしては、中国は市場経済条件が浸透していないものとして、代替国における国内販売価格に基づき正常価格を算出しております。

また、当該生産者の方については、質問状を送付しましたが証拠提出等協力が得られなかったものですから、輸出価格についても、調査当局が知ることができた事実により認定を行っております。具体的には、中国の輸出貿易統計データに依拠して算出しております。

その結果としてとりまとめたのが表1でございますが、不当廉売差額率としては、韓国産が 59.95、中国産が 91.66 ということで、これは仮の決定と同率ということになっております。

次をめぐっていただきまして、本邦に対する損害の事実の関係でございます。本邦に対する損害の事実は、大きく3つの柱で分析することになっております。1つは不当廉売された貨物の輸入の増加、数量的な効果、2つ目が価格効果、3つ目が本邦の産業の損益、それも当該事業についての損益ということで、本邦の産業に及ぶ影響を検討しております。

表2をごらんいただければと思います。ここに大体主要な指標の結果をまとめてございますが、国内需要については、この5年間おおむね横ばいという状況でございました。その一方で中国及び韓国からの輸入量については、2010年に比べると78%増えたという状況になっておりまして、需要が変わらない中で輸入が増えたということは、国内の販売量が減っていること及びその他からの輸出量が減っているということになっております。

次に価格でございますが、輸入品の価格と国産品の価格、それぞれ2010年を100とした指標で示しておりますが、特に価格比というところをごらんいただければと思います。これは輸入品の価格を国産品の価格で除したのですが、いずれの年度においてもプライスアンダーカッティングが認められた。大体1割ぐらい認められたということで算出しております。

それから、本邦の産業の損益の状況ですが、主要なところとして売り上げ、営業利益などを出しております。売り上げについてはこの5年間で2割ぐらい減っておりまして、営業利益については7割弱ぐらい減ったという結果が得られております。

したがって、これらを総合的に判断いたしまして、不当廉売された貨物の輸入により、本邦の産業に実質的な損害が与えられたということを認定しております。

次の４．の価格約束でございますが、これは仮の決定の後、正確には重要事実の開示の後ですが、韓国の供給者のほうから価格約束の申し出が行われました。これは課税にかえまして、韓国の供給者と日本国政府との間で一定の最低輸出価格に合意し、その輸出価格を守るという前提で、課税をしないということを制度上認めることもできるというふうになっているものでございます。

韓国の供給者のほうから、私どものほうに申し出が行われまして、私どもは不当廉売関税に関するガイドラインに、この申し出に盛り込まれるべきことということを列記しており、その要件に該当しているかどうかということの評価したのですが、最終的にはこの要件を満たさないということでございましたので、当該約束の申し出は受諾しないという判断に至りました。したがって、価格約束を行わずに課税を行うということになったわけでございます。

Ⅲのところにて全ての結果をまとめてございますが、今回、不当廉売された貨物の輸入の事実、それから当該貨物の輸入によって、本邦の産業に実質的な損害を与えられたという事実がございますので、不当廉売関税を賦課することが適当であると考えられ、税率は暫定措置と同率、表３に示しましたとおりの税率で、期間はＷＴＯ協定及び法令で認められた５年間ということで考えております。

以上でございます。

○古城小委員長　　どうもありがとうございました。

以上の説明につきまして、これから審議をお願いしたいと思います。ご発言のある方は名札を立てていただければと思います。よろしくお願いします。

千原委員どうぞ。

○千原委員　　幾つか質問させていただきたいのですが、まず韓国のほうから、国内販売価格について資料を提出してもらったのだけれども、それが正確さを確認することができなかったということです。これは何らかのものが出てきたのだと思うのですが、何が正確でなかったのでしょうか。あと韓国からは４０％安く、中国からは半額で出ていたのが、国産品よりも約１割を下回ったというのがあるのですが、輸出価格が半額だったのが、日本で売られたときに国産品と比べて１割というような意味でしょうか。確認をお願いします。

○太田特殊関税等調査室長　　ありがとうございます。

今回、韓国の供給者から証拠が提出はされたのですが、その提出された証拠の中に多くの欠落もございましたし、不整合な部分も多々ございました。私どもとして大きく３

つ、韓国の生産者が提出した証拠に問題があると考えております。

1 つは、今回、特に国内販売価格についてですが、韓国国内において当該製品を販売した取引の総額が、同じ会社が I R 資料として公表している、韓国国内に販売した売り上げの総額と一致しなかったという事実がございます。具体的に申しますと、I R 資料上公表されている販売額を何割か下回る金額しか私どものほうに対しては回答がなかったということでございます。

この点につきまして韓国の回答者に対しては、何度か確認させていただいたのでございますが、I R 資料というのは、P R 資料に過ぎないとか、水酸化カリウムの販売額と書いてあるが、それは水酸化カリウム以外の製品の販売額を含むものであるといった回答をいただきまして、これをまた私どもの方でさまざまな証拠と照合したのですけれども、最終的にはその主張は、彼ら自身が提出してきたほかの証拠に裏づけられませんでした。さらにいいますと、監査済みの財務諸表とも整合しなかったということで、私たちとしては、韓国の供給者が全ての取引について、正確な金額を私どもに証拠として提出して下さったかどうか確認ができなかったというのが 1 点目でございます。

2 点目につきましては、1 年間の国内取引について、私どもは、それらの取引が現実に行われ、回答された金額で間違いのないのかということを確認いたします。したがって、例えば 100 円で売ったという 100 円という数字が仮に出ていたとしても、それが本当に入金されたということによって裏づけられるところまで確認して、初めて取引が現実に行われたものと確認するのですけれども、私ども複数回にわたって、入金事実の証拠と入金日を回答するよう求めたのですが、韓国の生産者からは最後まで提出がなかったというものでございます。

したがって、調査当局としては、韓国から証拠として回答された取引が、本当に行われた取引でその金額が正しいのかということの確認が、いずれの取引についてもできなかったということでございます。

3 つ目は、正常価格の認定に当たってコスト情報が非常に重要となるのでございますが、このコスト情報の前提となっている製造工程において、理論量を超える収量が得られるという自然法則から説明のつかない結果が得られておりました。したがって、私どものほうから、理論量を超えるということはないであろうから、それはどうしてそのような数字になっているかということ、再三これもお問い合わせをしたのですけれども、その工程が間違っていない、その工程に基づいて算出されているコストも間違っていないというこ

との確認がとれなかったということでございます。

したがいまして、今回の韓国の国内販売価格につきましては、提出された証拠がいずれも採用できるだけの正確性がなかったと判断しております。

それから、国産品が1割下回るのに、もとは4割というのはどういうことかというお問い合わせでございますが、まずダンピングマージンというのは、輸出者側のなるべく工場出荷に近い段階の同じトレードレベルで比較しております。したがいまして、工場出荷よりちょっと先ではあったのですけれども、国内に売の場合と輸出する場合の値付けの段階で、大体4割ぐらい差があったというものでございます。

ただ、輸出品はその後日本への輸送費がかかり、保険料がかかり、そして最終的に日本のユーザーに届くまでのコストが加算されますので、最終的に日本のお客様のところで日本の製品と比較されたときには、おおむね1割ぐらいの差になっていたということでございます。

○古城小委員長　よろしいでしょうか。

○千原委員　追加でいいですか、今のお話で、韓国から出てきた資料は信用するに足りぬということで、結局韓国のデータも代替国のものを利用されたのですか。

○太田特殊関税等調査室長　韓国は市場経済国でございますので、代替国価格を使うというわけにはまいりません。したがいまして、私どもの手元にあった情報というのは、申請者の方が申請の際に提出されました韓国国内の販売価格でございまして、そのデータに基づいた認定になっています。

○千原委員　わかりました。

○古城小委員長　それでは、中谷委員どうぞ。

○中谷委員　コメントになりますけれども、今回、精緻な調査に基づいて大部の報告書をまとめられたことを多としたいと思います。特にこの証拠の扱いにつきましては、今お話がありましたように韓国の生産者からの証拠について、その正確性を確認することができなかったで、知ることができた事実によって認定した。それから中国の生産者からは、必要な情報は提供されなかったで、知ることができた事実によって認定した。さらに伝票などの多くの証拠書類が韓国語、あるいは中国語のものしかなくなったけれども、当事者の意思を読み解くのに最善の努力をしたということで、これらは証拠法の一般的な考え方とも合致したものであって、合理的な扱いがなされたと思います。さまざまな苦労がこの過程であったと思います。

以上です。

○古城小委員長　これについて何か事務局からありますか。

○太田特殊関税等調査室長　そうっていただけると大変ありがたいと思います。

○古城小委員長　ほかにご発言ございますでしょうか。

鍵山委員。

○鍵山委員　かつてアンチ・ダンピングを提訴したことがある業界として、単なる関心事になってしまうのですけれども、今回この調査の過程において、ユーザー業界といいますか、日本の国内で水酸化カリウムを使っているような団体の人が、例えば利害者登録をしたりとか、何か反論をいつてきたという事実はございましたでしょうか。

○太田特殊関税等調査室長　ありがとうございます。

まず、ユーザーは、産業上の使用者と私ども呼んでおりますが、ユーザーの方々は利害関係者にはならないということになっています。これはWTO協定でもそういう扱いですし、国内法でもそのように扱われております。したがって、利害関係者としてこの調査に関与されることはできないのですけれども、WTO協定もそうですし、国内法はさらに一歩進めまして、ユーザーの方に意見の表明の機会というのを設けております。そういった機会を通じてユーザーの方からの意見はいただいております、そういった意見なども私どもは考慮しております。

○古城小委員長　よろしいでしょうか。

では、川瀬委員お願いします。

○川瀬委員　中谷委員がおっしゃいましたように、今回大変詳細な分析の報告書をおまとめいただき、大変お疲れさまでございました。我々研究者にとっては大変すばらしい研究材料を頂戴したということで、余りこういうものをあちこちで評釈するなというふうにすぐいわれてしまうのですが、ぜひ分析をしてみたい衝動に駆られております。

冗談はさておきまして、私の質問は、まず簡単なことから事実関係です。これは全数調査ということで今回よろしいのですか。

○太田特殊関税等調査室長　日本の場合は、当局が知り得た者の調査という形になります。アメリカなどの場合は先生ご存じのとおり、税関のインボイスによって輸出者を特定することが可能なのですが、日本の調査当局は、税関インボイスにアクセスすることができませんので、私どもとして、まず可能な限り知り得た供給者を特定する。それから、今回の調査から、私どもは質問状をウェブサイトに掲載し、また在京の大使館なども通じて、

もし日本にこの貨物を輸出している方がいらっしゃるようであれば、ぜひ調査に協力していただきたいという呼びかけも、あわせて行わせていただいております。

○川瀬委員　恐らく私の関心事項を踏まえた上で回答していただいていると理解しておりますが、要は最近のWTOで問題になっているように、残余税率（※ 注:residual duty）のところの手当てはきちんとなさっているのかというのが私の関心でした。そこはさすが太田室長、抜かりはないというふうに理解いたしました。お疲れさまでございます。

2点目は、中国の累積なのですが、おっしゃるとおり中国を累積する要件は、協定上満たしているというのは全くおっしゃるとおりだと思うのです。他方で、先ほど茂木課長からご説明いただいたカラーの1枚紙の後ろ側を見ますと、中国から輸入されている量は極めて少ないわけでございます。0.3%と書いてございます。

もちろんWTOダンピング防止協定上これを累積することは当然妨げられないわけですが、他方WTOに提訴される可能性が、対象国が2つになると倍になるわけでありまして、そこまでしてこれを止めたい理由はあったのだろうかと疑問に感じております。中国の場合、先ほどかなり大きなダンピングマージンが出ていましたけれども、それで申し上げますと、実際にあのマージンが出たというよりは、完全に非協力ですので、完全にFAであの数字が出ているということでございます。

そういう意味では、あれだけ大きなダンピングマージンがあったかどうかというのは、「神の目」の事実としてはわからないところがあるわけですが、これは止めなければいけないぐらいのかなりの廉売が、これは実感としてということかもしれませんが、あった、あるいは韓国をとめると、中国がかなり輸出を拡大する可能性があったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○太田特殊関税等調査室長　ありがとうございます。

まず、中国からの輸入量の関係で、素材産業課の資料は2015年の結果でございます。ご案内のとおりダンピング調査が始まりますと、一般的に強い貿易冷却効果が働きまして、当該対象国からの輸出は減ります。したがって、2015年の中国からの輸出が少なかったというのは、もともと少ないというだけではないものがあると思っていただければと思います。その点につきまして、私どもも調査を始める段階では気をつけておりまして、報告書の34ページをちょっとごらんいただければと思います。

こちらに表13があります。韓国と中国からの5年間の輸入量とそのシェアですね、総輸入量に占めるシェアを確認しております。確かに中国は、2010年に15%ぐらいの輸出がご

ざいまして、その後減りまして、2014 年にもう一回増えています。この 4.2%というのは、協定が無視できる輸入量であるとしている 3 %を超えているという事実がございます。それから、これを 2014 年だけで見るのかということについては、中国の業界団体からもご意見をいただいたのでございますが、アンチ・ダンピング委員会のほうで、2002 年だったかと思いますが、採択されました勧告がございまして、この無視できる輸入量を一体どの時点でみるかということについて、調査対象期間でみるということが 1 つの方法として定められております。したがって、私どもとしては、今回の認定は協定に沿ったものであると考えております。

○川瀬委員     もう 1 点よろしいですか。先ほどの説明資料の 2-2 の 3 ページ目でございます。本邦の産業の状況という表がございます。最近の W T O の事例は、太田室長もご案内のとおり、データによる損害の認定を行うときに、ダンピング輸入ないしは価格動向と国内産業の状況、あるいは同種の国産品の価格の相関をきちんとみていかなければいけないということが、一般的な判例の趨勢だと理解しているわけでございますが、これを見ますと輸入品の価格が 22 年を 100 として、どのぐらい下がっているかということを多分ごろんになっていると理解してよろしいわけですね。

それでいきますと 23 年から 25 年のところでみますと、輸入品の価格というのは、若干安くなっていますが安定的で、最後の 2014 年でどんと落ちております。他方、国産品の価格というのは、それとは関係なくもう少し早いペースで、ぐんぐんと下がっていったように数字の上では見えるのですが、この相関の説明は十分つくのでダンピング防止税を打たれたのだと思いますが、大丈夫でしょうか。このことだけ確認させていただきます。

○太田特殊関税等調査室長     ありがとうございます。

先生おっしゃるとおり、最近の中国と日本の紛争の H P - S S S T ですか、の中で協定 3.2 条の価格効果の分析は、ダイナミックなアナリシスであると判示されたと理解しております。今回のケースにおける分析はまさにそういった形の分析であると思っております。価格につきましては、独禁法との関係もありまして、こういった指数及びレンジ表記になっておるのですが、国産品の価格は、2010 年からずっと安い輸入品によって引き下げられてきております。ただ、この 2013 年でちょっと価格比のレンジが変わっているのですが、この年にずっと引き下げられてきた国産品の価格と、輸入品の価格が非常に近接したのがこの年でございました。

価格に対して、販売量は非常に敏感に動いているところもございまして、この 2013 年は

本邦生産者の在庫はぐっと減ったというところがございます。そういったことがあった後、その次の2014年でこの輸出品方は一段と低い価格となり、非常に動的な価格の動きを示していたものと考えております。

○古城小委員長　それでは、宮崎委員。

○宮崎委員　ご説明いただきまして、ありがとうございます。資料2-2の3ページ目の一番下の価格約束についてお教えてください。輸出者から価格約束の申し出があり、これに対して申請者からは拒否事由が複数存在しているという意見表明があり、最終的にガイドラインに基づき、申し出を受諾しないこととしたと記載されていますが、受託しない理由につき、少し詳しく教えていただけるとありがたいです。

韓国からの輸入品は国産品の価格に対して必ずしも韓国のADマージンのところまでは安売りをしていないので、韓国としては損害が除去できる価格で、価格約束をしたいと申し出る可能性が十分あると思われるなか、申し出が受託されなかったことに対し、韓国側から文句が出ないかについての確認もさせてください。

○太田特殊関税等調査室長　ありがとうございます。

まず価格約束は、協定の中でも一般的な政策として、受けないということもできるように規定されております。本邦生産者の方に意見を述べる機会を与えるのは、協定上の規定はないのですが、日本国内法の中で、そういった機会を本邦生産者の方に与えるとされております。したがって、私どもはこの申し出が行われてから、すぐに本邦生産者が意見を述べる機会を設けまして、1週間で意見を提出いただいたということでございます。その意見の概要が報告書の中に書かれております。

一方で、私どものほうで最終的に判断するに至ったのは、このガイドラインの中に幾つか、少なくともこういった事項が含まれることということが列記されております。その中で最も重要なのは、宮崎委員おっしゃったとおり、損害を除去できる水準の提案が行われるということです。また、一定期間最低輸出価格を設定するわけですから、為替の変動とか原材料価格の変動にあわせて、価格の見直しが行われるメカニズムを提案すること。そして価格約束が守られることについて、どのようなモニタリングの体制をとるのかということについての提案も非常に重要な要素となっております。

これは、1年間調査を行って、国内産業の損害が除去されないような水準の約束、あるいは簡単に破られてしまうような約束を締結しても意味がないという考え方によるものでございます。

今回、提案者の方から具体的な価格が私どもに提示され、この価格情報それ自体は申請者の方におみせしていないのですが、私どものほうで今まで集めてきた証拠と、それから提案された価格と、それで課税した場合幾らとなる予定であるところが、このフロアプライスだと幾らになるかということや価格の変更について、どういったメカニズムで原材料や為替の変動を盛り込むかということ、モニタリングの方法等ガイドラインに規定された各要件について検討を行い、最終的に、ガイドラインに定める事項のいずれもが規定されている申し出ではないと判断したということでございます。

○古城小委員長　ちょっと時間も押していますので、それでは最後に。

○千原委員　済みません、何度も。価格というのは、当然市場での競争によって決まる場所も多々あると思うのですが、確認までですが、韓国内で余り競争がなくて、それほど値段も高どまりしている。片や日本市場はすごい競争が激しくて、結構厳しい戦略的に値付けをしなくてははいけなかったという事実はないでしょうか。

○太田特殊関税等調査室長　韓国の企業に割と多いのかもしれませんが、こちらの会社さんは基本的には韓国市場を独占しており、その一方で設備については非常に大きな設備をお持ちでして、韓国の国内に売るよりも、世界に対して輸出している量が多いという状況はございます。これらはダンピングとか損害認定に当たって考慮される要素ではないのですけれども、そういった背景があったのかもしれませんが。

○古城小委員長　それでは、ここで質疑は終了したいと思います。

引き続きまして、第2番目の議題でありますアンチ・ダンピング調査に係る制度改正・運用改善について、事務局から説明をお願いします。

○太田特殊関税等調査室長　では、資料3に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず表紙をめくっていただきまして、2015年の世界におけるアンチ・ダンピング調査の開始件数とか発動件数、これは大体夏にWTOの統計が出てくるのですが、ことしまだ出ていない一方、最近G20の貿易措置に関する報告書が出てきておりましたので、そちらのデータを私どものほうでとりまとめたものでございます。

2015年における主要ユーザー国における調査開始件数ですけれども、昨年2014年と引き続きまして、EUとか中国とかオーストラリアとか、そういった主要なユーザーは10件程度の調査を開始しています。インドの30件については、大体インドは年間30件くらい調査いたしますし、ブラジルも23件くらい調査をするので例年並みかと思われます。

この中で特に目立ちますのは、アメリカの42件かと思います。アメリカも主要なユーザ

一でございまして、年間 10 数件調査しますが、40 数件というのは、多分 1999 年から 2001 年ぐらいの間でしょうか、アメリカのほうで非常に活発に、特に鉄鋼製品に対する AD が多く発動されたときに匹敵するぐらいの件数ではないかと考えております。

2 枚目のスライドが、これは G20 の国に限った数字しか WTO が公表していないので、その限定されたメンバーについてではあるのですが、セクター別にこういったところに対して調査が行われているかというのを示したグラフでございまして。G20 全部合わせると 176 件調査を行ったということでございまして、その 4 割が鉄鋼製品だったということでございまして。

この鉄鋼製品に対する AD 調査の特徴としては、1 つは複数の国が同時に対象になるので、1 つの製品について 5 ～ 6 か国、一度に調査が行われる場合が多いということと、もう 1 つの主たる発動国というのは、やはりアメリカであるという結果が出てきております。

それに続きまして、大体 18%、2 割ぐらいだったのが化学品でございまして。化学品の主たる発動国は引き続きインドということでございまして、インドは特に化学品に対する AD 措置が多いという結果が出てきております。

めくっていただきまして、最初にご挨拶で局長のほうよりご紹介しました、制度改正についてご説明させていただければと思います。

まず、団体申請要件の緩和でございまして。こちらは 5 月 1 日付で改正政令が施行されて、団体による申請が前よりもしやすくなっているということでございまして。従来ですと団体のメンバーの過半数以上が、その対象となる製品をつくっていないと団体としての申請ができなかったものでございすけれども、今ではそれぞれ皆様得意分野に特化して、同じ団体に所属しているからといって、ほとんどの人が同じものをつくっているという事情はございません。

そういった世の中の変化を受けまして、改正後では、二以上の者がその団体の中で対象になる貨物を生産していれば、団体申請ができるということになりました。WTO のルール上は特にこういった団体要件というのはございまして、その意味で日本の産業界にとっては、WTO ルールより厳しい要件が国内的にはこれまで課されていたところ、大分緩和されたというふうに考えております。

めくっていただきまして、次が運用面での改善でございまして。これは申請・調査開始の段階でございすけれども、日本は先例が少ないので、申請するとなると一体どんな情報を集めて申請したらよいか、なかなかわかりにくかったところがあるかと思います。

私どものほうで、アメリカで実際に行われた申請をベースにモデル申請書というのをつくりまして、これを昨年の10月からウェブページで公表しております。これをごらんいただくことによって、申請に当たってどんな情報を用意し、どんな申請書を書けばいいのかという具体的イメージをつかんでいただけるようになったかと思います。

また、記載内容を精査して提出される資料の負担を軽減するとか、あるいは申請準備段階に非常に時間がかかっていた、申請データが古くなっていたという状況があったのを、準備期間の短縮によって、調査が始まってからの追加的なデータ提出負担を減らす、なくすということですか、あるいは仮決定、暫定措置の活用によって、従来14カ月ぐらい課税までかかっていたのが、今は10カ月ぐらいまできているという状況がございます。

ヨーロッパが、日本と似たようなシステムで9カ月目に暫定課税を行っておりますので、もうちょっと日本も努力しなければいけないところはあるかと思いますが、大分縮めてきたというふうになっております。

最後のスライドをごらんいただければと思います。これは調査が始まった後についてなんですけれども、透明性の向上と適正手続の強化ということで運用面での改善をしてきております。実際には質問状に対する回答、すなわち証拠が集まってきてから、早期にこれらの閲覧を開始しまして、今回の調査ですと、延長を申請すれば51日目まで回答期限があるのですが、その回答提出期限の1週間後、58日目から証拠の閲覧が可能となっております。

また、他社から提出された証拠に基づいてさまざまな意見をいただくことが可能となっております。自発的な証拠の提出であれば4カ月目である125日目まで、意見の表明は183日目までとなっておりますので、集まった証拠を速やかに公開、それに基づく意見をいただくことが可能となっております。

また、仮決定を活用することにより、これは暫定措置を打つ上での前提でもあるのですが、政府の調査結果に対して、早期に意見をいただく反論・反証の機会を設けるということになっておりますし、さらにその反論・反証を受けて私どもが重要事実を開示し、そこに反論・反証することで、仮決定においてご自身が出された意見がどう反映されたか、どのように政府が考えているかということを踏まえた上の、再度のご意見というのがいただけるようになっております。こういった形で全ての利害関係者に公平に、みずからの利益を守る機会を十分に与えるということで改善を進めてまいりました。

○古城小委員長      どうもありがとうございました。

今の説明につきまして、御質問等がありましたらお願いいたします。

それでは、中谷委員。

○中谷委員　今回のこの団体申請資格の緩和、それから手続負担の軽減、さらに調査過程の改善というのは、一言でいえばユーザーフレンドリーということで、非常にいいものだと思っております。これに関連して、その企業さらに業界としては、このWTOのルールに沿った制度をためらうことなく利用していただくのがよいのだろーと思ひます。つまりこれは自社あるいはみずからの業界を救済するのみならず、自由で公正な通商秩序という、いってみれば国際社会における法の支配にも結果として裨益する。そういう公共的な役割をもつのだということになるかと思ひますので、積極的に利用していただくのがいいのだろーと思ひます。

そのためにと申しますか、すぐにというわけにはいかないのでしょうかけれども、将来的にはこういったことを支援する団体ができるといいのかなと私は考えております。分野が違ひますが、例えば安全保障輸出管理の分野ではCISTECという団体があつて、さまざまな安全保障輸出管理に関する企業の活動をサポートするということがありますので、いきなりADについてこれができるかというところ、すぐには無理かもしれないと思ひますが、将来的にはそういったところも視野に入れながら考えていくのがいいのかなと思ひております。

以上です。

○古城小委員長　それでは、川瀬委員。

○川瀬委員　ありがとうございます。今の中谷委員のお話を伺つていて、1つコメントさせていただきます。恐らく以前そういう役割は公正貿易センターが担つておられたのだと思ひますけれども、残念ながら時代の趨勢で、2013年に閉鎖されてしまいました。こういう制度ができて活用されてくると、ああいう組織もまた必要になってくる、そういう時代がくればいいなと、通商法研究に携わる者としては思ひうわけでございます。

私のご質問は2ページの、先ほどのG20のセクター別の調査開始件数で鉄鋼が4割で、アメリカが非常に多いんだというお話を太田室長からございました。この4割が鉄鋼というのは、中国の過剰生産能力問題が背景にあるということでしょうか、あるいは選挙対策なんでしょうか。

それから2点目は、同時に複数の国が、同じものに対して措置を発動するというご説明だったと思ひますが、鋼材の場合は貿易転換が起きますので、そういうことを念頭に置い

てということなのか。それとも中国からいろいろなところに多方面に多くの鋼材が出ていて、それを同時的に止めるということなのか、その辺の事情についてお伺いできれば幸いに存じます。

○太田特殊関税等調査室長      ありがとうございます。

まず、アメリカで鉄鋼に対するAD調査が多いという点については、アメリカはもともと鉄鋼製品に対するAD調査が多い国です。したがって、今回さまざまいわれております設備過剰の影響でアメリカは鉄鋼製品に対する調査が多いのか、アメリカがADを発動するときは、鉄鋼セクターがもともと多いせいなのか、ここはちょっとどちらがどちらかというのは簡単にはわからないところではないかと思っております。

それから、選挙対策かということですが、アメリカの制度は非常に透明性が高いのと、政治の介入が難しい制度になっているかと思えます。そういう意味で、課税すると決まったら政治的な妥協がほとんどなく、課税されてしまうというところもあるかと思えます。したがって、これは非常に活発にアメリカの産業界が申請を出されたということなのであって、それが選挙活動と連動しているのかわかりませんが、政府のほうが主導するかそういうことは、アメリカの場合ちょっと考えにくいのではないかと思います。

それから、複数国の調査が多いというところですが、これもちゃんとしたご返答になっているかどうかというところがあるのですけれども、少なくともダンピングの申請をいただく場合には、もし10か国について申請されるのであれば、10か国についてそれぞれダンピングの事実があるということを申請書の中で疎明していただく必要がございます。この証拠がどれだけ確度が高いものかというのは入手可能な情報でございますので、当たる場合もあれば当たらない場合もあるのかもしれませんが、基本的にダンピングの事実が「シロ」であったという判断は必ずしも多くないように思われます。

アメリカの場合、最終決定で「シロ」が出るのは大体が損害のほうでございますが、日本の無方向性電磁鋼板がそうだったかと思うのですけれども、ダンピングでは「クロ」が出る場合が多いと考えております。したがって、何がしかの理由で、いずれもアメリカという非常に大きな市場に、いずれの国も安く、何らかそう思わせるだけの証拠をもって輸入されてきたということではないかと思えます。

○古城小委員長      お願いします。

○宮崎委員      私から補足したほうがよろしいと思いますので、発言させていただきます。鉄はアメリカだけでなく、現時点ではアメリカ、タイ、欧州、豪州、メキシコなど、中国

からの輸入を排除したいと思っている多くの国がAD、並びにWTO上の疑義は別にして、セーフガードを行っています。ADに関し、アメリカは、数量的にネグリジブルでない国を全部入れますので、必然的に日本なども入ります。それ以外の国は中国だけのケースもありますが、中国のみを訴えることに問題が生じるような国ですと、中国以外に幾つかの国を入れるという形で、複数国を対象とする傾向が多いというのが私の鉄に関する印象です。

したがって、アメリカは確かにこの数年多くなってきたのですけれども、むしろ中国からの輸入に対してということが大きいのではないかと思います。

○古城小委員長      ありがとうございました。

ほかにご質問。どうぞ。

○千原委員      先ほども出てきましたが、中国ですが、おっしゃられたように現在非市場経済国であって、彼らは自分たちのデータを出せないと、代替国のデータで代替することなのですが、でも、ご存じのように今中国を市場経済国と認めるか認めないかということで、ヨーロッパのほうでは賛成あるいは反対というのが賛否両論で、アメリカは議会の承認がないとだめですよということで、多分これは絶対に認めないということになると思うのです。日本政府としてはどうなのでしょう、多分今後のダンピング調査のときにもかかわってくると思うのです。お願いします。

○古城小委員長      どうでしょうか。

○西脇通商機構部参事官      通商政策局のほうからお答えします。

ご質問ありがとうございました。国際的な動向については、千原委員からお話があったとおりで、アメリカについては事実上方針は固めていて、中国を引き続き非市場経済国扱いをしていく、いわゆる期限といわれていることしの12月11日以降も、そういう扱いをしていくということで固めていると承知しています。

ヨーロッパにつきましては、当初、昨年夏の時点では、中国を12月11日以降は市場経済国扱いをしていくということで、欧州委員会貿易総局は検討していたのですが、その後、千原委員からご指摘あったように、中国を市場経済国扱いしていくことへの強い反発が産業界、及び加盟国からございまして、その結果、今年の5月に、欧州議会のほうから欧州委員会に対して、中国が過剰設備を抱えた現状のままであれば、市場経済国として認めるべきではないという旨の決議が欧州議会のほうから出て、さらにそれと前後して有力国であるドイツ及びフランスの経済大臣から、欧州委員会のマルムストローム貿易委員に対し

て同種の、すなわち正確にいうと今の加盟議定書の期限がこない部分、残る部分を根拠に、可能性を検討すべきだという趣旨の手紙が出ていまして、したがって今欧州委員会のほうでは、これまでの方針をどうするかということで最終的に検討を行っているとは承知しています。

ご質問の日本政府の対応ですが、日本政府の対応につきましても、こういう国際的な議論、中国加盟議定書の法的解釈をめぐる国際的な議論や、この問題は各国において法的解釈論だけではなく、中国経済をどうみるかという実質面もございますがこういった状況も踏まえて私ども政府の中でも関係省庁、特に当省、外務省、財務省といったところで、方針をどうしていくかということを議論しておるところでございます。

○古城小委員長      ありがとうございました。

それでは、そろそろ時間になりましたので、特別にご発言がなければ、これで質疑を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

あります。済みません、どうぞ。

○松本委員      説明、どうもありがとうございました。いろいろアンチ・ダンピングのやつは運用の改善をさせていただいていると思うのですけれども、日化協とかの会員さんに聞いてみると、運用改善されているというのを結構ご存じでない方もいらっしゃる、ここまでいろいろ使い勝手がいいような形でされているので、私たちが広く知ってもらうように知らしていきたいと思います。まだまだ知らない方もいらっしゃる、ぜひ活用してくださいとはいっているのですが、せっかくの機会なので広く普及されるように、お互いご協力できればいいのかなと思っております。

○太田特殊関税等調査室長      ありがとうございます。

制度の普及につきましては、さまざまな業界団体をお願いして、説明会の場を持たせていただいたりもしておりますので、またこの夏にそういった説明会をしたいと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

○古城小委員長      それでは、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

—了—